

令和8年4月から開始！

こども誰でも通園制度

保育所などに通っていない0歳6か月～満3歳未満のこどもが、保護者の就労要件などを問わず、誰でも月一定時間まで幼稚園や保育所などを利用できるようになります！

利用時間や利用料金、利用方法、実施施設などの詳細については、今後、決まり次第ホームページを更新していきます。



【お問い合わせ先】

茅ヶ崎市 こども育成部 保育課
0467-81-7172（直通）
hoiku@city.chigasaki.kanagawa.jp

